

市第 58 号議案 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する条例の制定 説明資料

1 制定の経緯

平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。「第 2 次一括法」）」により、「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）」が改正され、これまで国が厚生労働省令で定めていた保護施設の設備及び運営に関する基準については、省令の内容を基本として、都道府県、指定都市及び中核市が、条例で定めることとされました。施行期日の経過措置が平成 25 年 3 月末で満了することから、条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

2 省令が定める内容

現行の省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」では、これらの施設の規模、設備の基準、職員の配置の基準等を定めています。

3 条例案の基本的な考え方

省令の内容を基本として、暴力団等の排除や職員の資質向上、秘密保持等について新たな条項を盛り込みます。また、生活保護施設のうち医療保護施設については、省令での定めがないため新たに規定を設けます。

4 条例で新たに規定する主な内容

省令の内容に加えて、新たに次の基準を条例に規定します。

	項目	内容	理由	条項
1	暴力団等の排除	保護施設の設置者は、暴力団等であってはならない	施設の適正な運用のため規定	第 3 条第 2 項
2	職員の資質向上	職員に対する資質の向上のための研修の機会の確保	他の社会福祉施設で規定している一般的な基準を保護施設においても規定	第 7 条
3	秘密保持等	業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持等		第 12 条
4	医療保護施設の基準	医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運用されるべき	省令に規定がないため、条例化にあたり、国の技術的助言に基づき新たに規定	第 29 条